

2021.5.18

インクルーシブ雇用議連勉強会

重度訪問介護制度利用上 の就労にかかると問題点

今村 登

自立生活センターSTEPえどがわ 代表

自己紹介

- 1964年 長野県生まれ
- 1993年 転倒事故で頸髄損傷
(29歳)
- 2002年 STEPえどがわ設立
- 重度訪問介護：月289時間
(1日約9時間)



通勤・就労時に利用できない根拠

- 『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(抄)』平成18年9月29日厚生労働省告示第523号の【別表介護給付費等単位数表 第2重度訪問介護 1重度訪問介護サービス費イ項】に記載された次の文章により規定されている。

(①～⑤の数字と下線は今村が追記)

イ 重度訪問介護の中で居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出(①通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、②通年かつ長期にわたる外出及び③社会通念上適当でない外出を除く。以下この第2、第3及び第4において同じ。)時における移動中の介護を行った場合

なぜ、通勤・経済活動に使えないのか？

厚労省の説明(2019.7.26 BuzzFeed記事より)

- 「就労中の障害者の支援については、**就労で恩恵を受ける企業自身が支援を行うべき**」
- 「個人の経済活動に対して障害福祉施策として公費負担で支援を行うことについては、**個々の障害特性に応じた職場環境の整備(ヘルパーの配置等)などの支援の後退を招くおそれがある**」

なぜ、通勤・経済活動に使えないのか？

厚労省の説明

- 「就労中の障害者の支援として、企業自身が支援を行うことで恩恵を受ける」
- 「個人の経済活動の促進を図るため、公費負担で障害特性に応じた職場環境の整備（手すりなど）などの支援の後退を招くおそれがある」

障害者雇用促進法の合理的配慮で対応？

<合理的配慮の手続>

- 募集・採用時：障害者から事業主に対し、**支障となっている事情などを申し出る。**
- 採用後：事業主から障害者に対し、職場で支障となっている事情の有無を確認する。
- **合理的配慮に関する措置について、事業主と障害者で話し合う。**
- 合理的配慮に関する措置を確定し、講ずることとした措置の内容及び理由（「過重な負担」に当たる場合は、その旨及びその理由）を障害者に説明する。採用後において、措置に一定の時間がかかる場合はその旨を障害者に説明する。
- ※ 障害者の意向確認が困難な場合、就労支援機関の職員等に障害者の補佐を求めても差し支えない。

障害者雇用促進法の合理的配慮で対応？

<過重な負担>

- 合理的配慮の提供の義務は、事業主に対して「**過重な負担**」を**及ぼすこととなる場合を除く**。事業主は、過重な負担に当たるか否かについて、次の要素を総合的に勘案しながら個別に判断する。
- 1 **事業活動への影響の程度**、2 **実現困難度**、3 **費用・負担の程度**、4 **企業の規模**、5 **企業の財務状況**、6 **公的支援の有無**
- 事業主は、過重な負担に当たると判断した場合は、その旨及びその理由を障害者に説明する。その場合でも、事業主は、障害者の意向を十分に尊重した上で、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮の措置を講ずる。

障害者雇用促進法の合理的配慮で対応？

もし、雇用主が介護事業所にヘルパー派遣を外注（重度訪問介護単価）したら

重訪 (区分6)	週10時間	週20時間	週30時間	週40時間
約@2,000	80,000/月	160,000/月	240,000/月	320,000/月



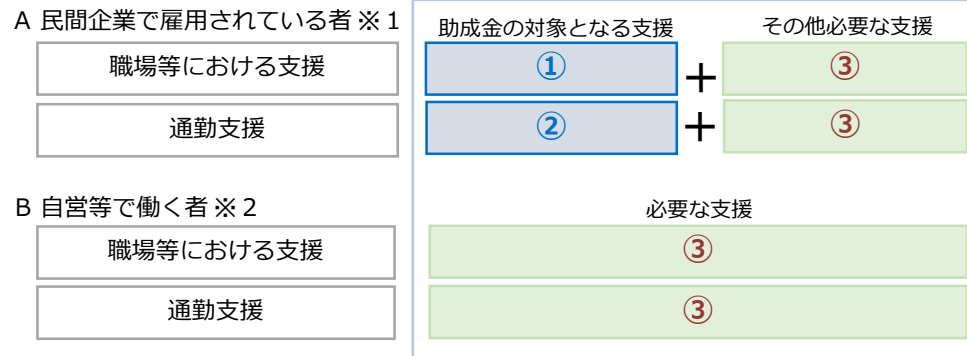
重度障害者等に対する通勤や職場等における支援について

令和2年10月から、通勤や職場等における支援に取り組む意欲的な企業や自治体を支援するため、雇用施策と福祉施策が連携し、次の取組を実施。

- 雇用する重度障害者等のために職場介助者・通勤援助者を委嘱（重度訪問介護等事業者に委嘱した場合に限る。）した企業に対し、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構において、その費用の一部を助成（**雇用施策：障害者雇用納付金制度に基づく助成金**）
- 自営等や企業で働く重度障害者等に対して、市町村から重度訪問介護等事業者を通じ、通勤や職場等における支援を実施（**福祉施策：地域生活支援促進事業**）

雇用 施策	<p>① 重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 助成対象・障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱に係る費用 ○ 助成率・4/5(中小事業主は9/10) ○ 限度額・障害者1人につき、月13.3万円まで（中小事業主は、月15万円まで） ○ 支給期間（上限）・開始から年度末 <p>② 重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 助成対象・障害者の通勤を容易にするための通勤援助者の委嘱に係る費用 ○ 助成率・4/5(中小事業主は9/10) ○ 限度額・障害者1人につき、月7.4万円まで（中小事業主は、月8.4万円まで） ○ 支給期間（上限）・3月間（～年度末） 	<p>共通事項</p> <p><対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 <p>の利用者</p> <p><支援体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 <p>サービス事業者</p> <p><支援内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重度障害者等が通勤や職場等において必要な支援の提供に係る支援
	<p>福祉 施策</p> <p>③ 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（地域生活支援促進事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支障が残る場合や、重度障害者等が自営業者等として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に支援 ○ 実施主体・市町村等（補助率：国 50/100、都道府県 25/100） 	

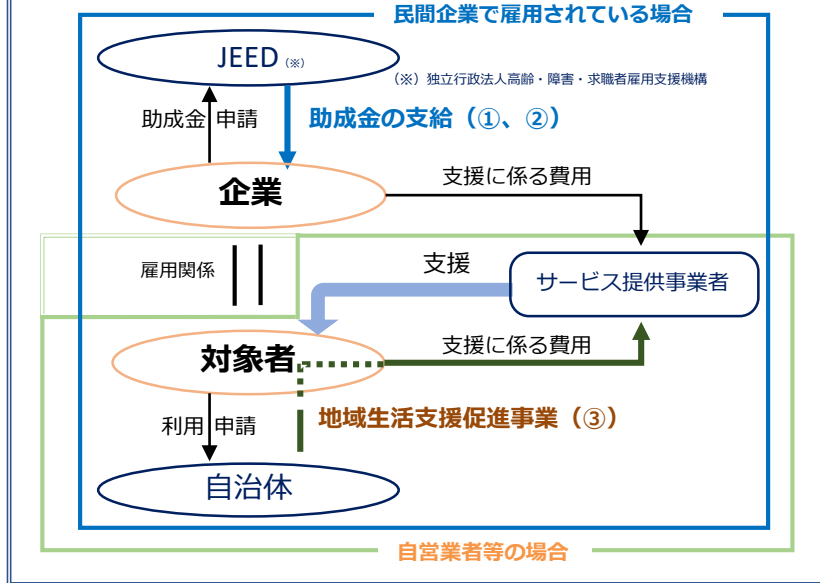
<連携のイメージ>



※ 1 ①文書の作成・朗読、機器の操作・入力等の職場介助や②通勤支援（3ヶ月まで）に加えて、③これら①②の助成金の対象外である喀痰吸引や姿勢の調整等の職場等における支援、4ヶ月目以降の通勤支援について、雇用施策と福祉施策を組み合わせ一体的に支援。

※ 2 自営業者等（Aの対象者及び国家公務員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外の者）であって、当該自営等に従事することにより所得の向上が見込まれると市町村等が認めたものに対して、③通勤や職場等における支援について、地域生活支援促進事業により支援。

<事業スキーム>



雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等の就労支援

職場等における支援

業務に関連する支援

- 文書の朗読や作成
- 機器の操作や入力作業
- 業務上外出の付き添い等

業務以外の支援

- トイレ、食事、着替え
- 喀痰吸引、姿勢の調整
- 安全確保のための見守り等

民間企業雇用の場合

納付金助成金

企業
負担

自治体（地域生活支援促進事業）

本人
負担

自営・公務員・雇用主の場合

自治体（地域生活支援促進事業）

本人
負担

重度訪問の本人負担と別に負担

企業、自治体双方の費用負担は軽減されるが…

重訪（区分6）		週10時間	週20時間	週30時間	週40時間
@2,000/h		80,000/月	160,000/月	240,000/月	320,000/月
@3,000/h		120,000/月	240,000/月	360,000/月	480,000/月
雇用：福祉 負担比率（仮）		5：5	4：6	4：6	4：6
納付金助成金		40,000/月	64,000/月	96,000/月	128,000/月
		60,000/月	96,000/月	144,000/月	150,000/月
地域生活支援 促進事業		40,000/月	96,000/月	144,000/月	192,000/月
		60,000/月	144,000/月	216,000/月	330,000/月
市町村 (1/4)	月額	10,000/月	24,000/月	36,000/月	48,000/月
		15,000/月	36,000/月	54,000/月	82,500/月
	年額	120,000/年	288,000/年	432,000/年	576,000/年
		180,000/年	432,000/年	648,000/年	990,000/年

新制度の期待と懸念

期待 < 懸念

期待

- 民間企業の負担軽減
- 助成期間の期限なしは良い
- 促進事業化による自治体の負担軽減

懸念(不安・問題点)

- 自治体が拒否したら使えない
- 自治体の予算化に時間がかかる
- 自治体が「見守り」を認めない可能性
- 納付金財源の問題
(障害者雇用率が向上すると納付金が減る)
- 毎月の勤務時間数の変動への対応(支給決定時間調整)の困難さ
- 体調不良、天候、冠婚葬祭、出張、残業、休暇等、変動する実態との整合性
- 「梯子を外されかねない」という自治体の国に対する不安(不信感)

告示523号の見直しを！

イ 重度訪問介護の中で居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出(①通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、②通年かつ長期にわたる外出及び③社会通念上適当でない外出を除く。以下この第2、第3及び第4において同じ。)時における移動中の介護を行った場合



社会的障壁の除去に資する！

イ 重度訪問介護の中で居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出時における移動中の介護を行った場合

見直しに向けて

- 重度訪問介護、同行援護、行動援護の外出制限は、社会的障壁を無くしたシームレスな使い勝手に!
- 福祉施策(税)対応が妥当
- 雇用と福祉の連携を取るなら、雇用保険と障害福祉サービスで、財源を出し合う基金等の対応を検討
- 就労のみならず、重度訪問の積み残し課題を集中的に検討する場の設置が必要
- もちろん、重度訪問利用者等の当事者参画で!

ご静聴

ありがとうございました。